

2026 年 1 月 7 日

お客さま 各位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

～ 手形・小切手の最終振出期限の設定等 ～

平素より古川信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、政府・金融界・産業界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記のとおり取り扱いを実施しますのでお知らせいたします。

今後ともお客さまにご満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

※手形・小切手の最終振出期限は、2026 年 9 月 30 日（水）までとします。

※2026 年 10 月 1 日（木）以降に振り出された当組合の手形・小切手は決済されません。

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

※2026 年 9 月 30 日（水）をもって他行の手形・小切手の入金（割引手形を含む）受付を終了します。

※2026 年 10 月 1 日（木）以降は、他行（支払銀行）へのご提示が必要となります。

2. 手形・小切手の代替サービスのご案内

手形・小切手に代わる決済サービスとして、インターネットバンキングによるお振込みや電子記録債権（でんさい）などの電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以上